

保護者記入欄	
申込(在園) 児童氏名	

## 求職活動状況申告書

文京区長 殿 文京区教育委員会 殿

求職活動の状況について、以下のとおり申告します。

※この申告書は、申請日時点の求職活動の状況を確認するものです。記載内容によって選考の有利・不利はありません。

①	現在の活動状況	<input type="checkbox"/> 現在求職活動を行っている。	→以下②求職活動の方法、③求職活動中であることが確認できる書類についてチェック☑をしてください。
		<input type="checkbox"/> 保育所に入所後に求職活動を開始する予定である。	
②	求職活動の方法	現在求職活動を行っている方のみ、該当する項目にチェック☑をしてください。 (複数回答可)	
		<input type="checkbox"/> ハローワーク(公共職業安定所)に登録して活動している。 <input type="checkbox"/> 職業訓練校に申し込んでいる。(申込み予定も含む) <input type="checkbox"/> 派遣会社に登録して活動している <input type="checkbox"/> インターネットの求人サイトや求人情報誌などの広告から仕事を探している。 <input type="checkbox"/> その他( )	
③	求職活動中であることが確認できる書類	<input type="checkbox"/> 書類あり (資料の写しを添付してください)	<input type="checkbox"/> ハローワークカード <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証 <input type="checkbox"/> 就職あっせん機関(就職情報サイト等も含む)登録画面の写し <input type="checkbox"/> その他( )
		<input type="checkbox"/> 書類なし	

### 求職活動中に申込みをする場合の注意事項

- 保育園の入園から3か月以内に月48時間以上(例 週3日4時間以上)の就労を開始できない場合、保育所は退園となります。新型コロナウイルス感染症の影響により就労を開始できない場合は、幼児保育課入園相談係まで個別にご相談ください。
- 求職活動中の方の認定期間は、入園希望月から3か月です。認定期間終了後、継続して認定を希望する場合は、この求職活動状況申告書と施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書の再提出が必要です。
- 就労を開始した場合、すみやかに在職・採用内定証明書を幼児保育課入園相談係にご提出ください。

上記の内容を確認しました。

年 月 日

求職者(保護者)氏名  
(自署又は記名押印)